

第 8 小腸機能障害

障害程度等級表

級別	小 腸 機 能 障 害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

一 障害程度等級表解説

- 1 **等級表 1 級**に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - a 疾患等（注 2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75 cm未満（ただし乳幼児期は 30 cm未満）になったもの
 - b 小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの
- 2 **等級表 3 級**に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - a 疾患等（注 2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75 cm以上 150 cm未満（ただし乳幼児期は 30 cm以上 75 cm未満）になったもの
 - b 小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの
- 3 **等級表 4 級**に該当する障害は、小腸切除又は小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難（注 1）となるため、随時（注 4）中心静脈栄養法又は経腸栄養法（注 5）で行う必要があるものをいう。

（注 1）「栄養維持が困難」とは

栄養療法開始前に以下の 2 項目のうちいずれかが認められる場合をいう。

なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。

- ① 成人においては、最近 3 か月間の体重減少率が、10%以上であること。
（この場合の体重減少率とは平常の体重からの減少の割合、又は（身長－100）×0.9 の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう。）
15 歳以下においては、身長及び体重増加がみられないこと。

② 血清アルブミン濃度 3.2 g / d l 以下であること。

(注 2) 「疾患等」とは

小腸大量切除を行う疾患、病態は以下の場合をいう。

- ① 上腸間膜血管閉塞症
- ② 小腸軸捻転症
- ③ 先天性小腸閉鎖症
- ④ 壊死性腸炎
- ⑤ 広汎腸管無神経節症
- ⑥ 外傷
- ⑦ その他

(注 3) 「小腸疾患」とは

- ① クローン病
- ② 腸管ベーチェット病
- ③ 非特異性小腸潰瘍
- ④ 特発性仮性腸閉塞症
- ⑤ 乳児期難治性下痢症
- ⑥ その他の良性の吸収不良症候群

(注 4) 「随時」とは

6 か月の観察期間中に 4 週間程度の頻度をいう。

(注 5) 「経腸栄養法」とは

経管により成分栄養を与える方法をいう。

(注 6) 手術時の残存腸管の長さは腸間膜付着部の距離をいう。

(注 7) 小腸切除（等級表 1 級又は 3 級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

(注 8) 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は 6 か月の観察期間を経て行うものとする。

4 その他の留意事項

(1) 認定基準の中の「小腸機能の一部を喪失」とは、通常の栄養補給では所要の推定エネルギー必要量を確保できない場合に対象となるものであり、単一の栄養素の吸収不全に着目したものではない。

(2) 6 か月の観察期間について、期間の計算は当該疾患に係る初診日以降の範囲内で行うこととする。

(3) 3 歳未満の乳幼児で診断書作成時において、すでに 6 か月以上の中心静脈栄養法を実施中の者にあつては、推定エネルギー必要量の 60% 以上を常時中心静脈栄養法により行う必要があるものであれば、等級表 1 級に該当するものである。

なお、乳幼児については、症状の変動が予想されるので、3 歳児をもって再認定とすることとする。

(4) クローン病、ベーチェット病等の場合は、一般的に症状に変動があるので、再認定（概ね 3 年）の条件を付すこととする。

- (5) 4級該当の障害として認定することとしている経腸栄養法は、経管により成分栄養を与える方法としており、したがって、特殊加工栄養の経口摂取により栄養補給が可能な者は、これに該当しないものとする。
- (6) 小腸疾患による場合、現症が重要であっても、悪性腫瘍の末期の状態にある場合は障害認定の対象とはならないものであるので留意すること。
- (7) 小腸移植後、抗免疫療法を必要とする者について
小腸移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、小腸移植によって日常生活活動の制限が大幅に改善された場合であっても1級として取り扱う。
なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当である。

(表 1) 日本人の推定エネルギー必要量

年 齢 (歳)	エネルギー (k c a l / 日)	
	男	女
0 ～ 5 (月)	5 5 0	5 0 0
6 ～ 8 (月)	6 5 0	6 0 0
9 ～ 1 1 (月)	7 0 0	6 5 0
1 ～ 2	9 5 0	9 0 0
3 ～ 5	1 , 3 0 0	1 , 2 5 0
6 ～ 7	1 , 3 5 0	1 , 2 5 0
8 ～ 9	1 , 6 0 0	1 , 5 0 0
1 0 ～ 1 1	1 , 9 5 0	1 , 8 5 0
1 2 ～ 1 4	2 , 3 0 0	2 , 1 5 0
1 5 ～ 1 7	2 , 5 0 0	2 , 0 5 0
1 8 ～ 2 9	2 , 3 0 0	1 , 7 0 0
3 0 ～ 4 9	2 , 3 0 0	1 , 7 5 0
5 0 ～ 6 4	2 , 2 0 0	1 , 6 5 0
6 5 ～ 7 4	2 , 0 5 0	1 , 5 5 0
7 5 以上	1 , 8 0 0	1 , 4 0 0

「食事による栄養摂取量の基準」

(平成 26 年厚生労働省告示第 199 号、令和 2 年 4 月 1 日より改正適用)